

2021年6月議会 一般質問

2021年6月定例会市議会は、日本共産党福山市議団を代表して、
みよし剛史市議が一般質問を行いました。
第一質問と答弁をお知らせします。

6月17日
午後2時5分～

みよし剛史市議

1 商工行政について -----	2
①中小業者への支援策について -----	2
②消費税のインボイス制度について -----	5
2 保健行政について -----	8
①大規模PCR検査について -----	8
②新型コロナワクチン接種について -----	10
3 在住外国人支援について -----	14
①在住外国人の暮らしの支援について -----	14
②外国人の労働問題について -----	19
4 生理の貧困について -----	22
5 学校統廃合について -----	26



商工行政について

みよし剛史：中小業者への支援策について伺います。

2020年度の実質GDP成長率は、前年度比4.6%減で、リーマンショックがあった2008年時の3.6%減を上回り、戦後最悪の落ち込みとなりました。2021年1～3月期のGDPは前期比1.0%減であり、4月以降の緊急事態宣言の影響でさらに景気悪化が続くことが考えられます。

コロナによる全国の企業倒産件数は2～4月の3カ月連続で月間の最多を更新しました。内閣官房の資料によれば、2021年4月に「債務の過剰感がある」と回答した企業は、大企業が14.5%に対し、中小企業で34.5%と2.4倍に上っており、中小企業の資金繰りの厳しさが増えています。2020年の休廃業・解散件数は過去最多の約5万件にのぼっており、今後さらに「息切れ倒産」が増加する恐れがあります。市内業者の2020年度休廃業・解散件数についてお答えください。直ちに中小業者の経営実態調査が必要と考えます。ご所見をお示し下さい。

我が党の調査では、「固定費は月に30万円。売り上げが0円の日もある。現在は貯蓄を切り崩している。支援金が必要」という声が上がっています。既に貸し付けを利用している事業者も多く、これから返済も

始まる中で多重債務のリスクはあまりに大きすぎます。そのため他の自治体では支援金の支給が広がっています。

広島県は国の月次支援金を基に金額を上乗せし、支給対象の範囲も売上の減少割合が30%以上50%未満に広げます。三原市は広島県の「頑張る飲食店応援金」を受給しているか、4月・5月いずれかの売上が30%以上減少している飲食店に対し20万円、その他の業者には30%以上の売り上げ減少で30万円支給しています。これらの支援策は、既存の支援制度の補完・拡充や利用促進も兼ねた施策とし、申請にかかる手間も軽減できます。市内事業者の事業継続には今こそ手厚い支援金支給が急務の局面です。本市としても月次支援金を基に減収要件の緩和と支給額の上乗せをするよう求めます。ご所見をお示し下さい。

また、広島県の緊急事態宣言による飲食店への支援金は一日あたり、休業で3.5万円、時短営業で3万円からですが、岡山県は休業でも時短でも4万円以上であり、政府の基準に沿ったものです。複雑で公平ではないという声が聞かれています。協力支援金を市独自に上乗せすることを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：三好議員の御質問にお答えいたします。

始めに、商工行政についてであります。2020年度(令和2年度)の市内事業者の休廃業・解散は、法人市民税の届出によると、337件となっており、前年度とほぼ同じ状況となっております。

また、大手信用調査会社の取りまとめによると、負債1,000万円以上の倒産件数は、12件で、前年度と比べ、半数以下となっております。

事業者の経営実態については、福山市産業支援者連絡会議や事業者訪問などにより継続的に把握しています。

国の「月次支援金」に、県が「頑張る中小事業者月次支援金」を上乗せして支援することになっております。

本市としては、国・県の支援制度を事業者にしっかりと届けていくとともに、国や県の制度が行き届かない部分への手当てについて検討、実施していきます。

次に、県の協力支援金についてです。広島県は、様々な事情を総合的に勘案して金額を決定したものです。

岡山県と広島県の協力支援金の差額を本市が埋め合わせるかのような考えは、持ちあわせておりません。

以上

みよし剛史：消費税のインボイス制度について伺います。

消費税は消費者が買い物のたびに値段の一部として支払っていることになっていますが、納税するのは事業者です。事業者は客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を引いた額を納めます。この仕入れ税額控除の方式を、適格請求書方式へと変更するインボイス制の導入が2023年10月開始に向けて進められています。

現在、課税売上が1000万円以下の零細業者は消費税の納税が免除されている免税事業者です。インボイス制が導入されると、課税事業者は免税事業者からの仕入れにかかった消費税が引けなくなります。そのため免税事業者との取引をやめたり、単価の切り下げを求めたりすることが危惧されます。適格請求書を発行するためには課税事業者として登録する必要があり、課税事業者になればわずかな収入からさ

らに消費税を納めなくてはなりません。販売農家、建設業の一人親方や個人タクシーの運転手、ウーバーイーツの配達員、シルバー人材センターの登録者などの個人事業主やフリーランスの多くが免税事業者ですが、ただでさえコロナにより困窮している中で、さらなる負担が課せられることとなります。本年10月から課税業者登録が始まりますが、全国の免税事業者500万者のうち160万者が新たに課税業者になると財務省は試算しています。本市における免税事業者の数と、現在の免税事業者が消費税を納めることとなった場合の影響額についてお答えください。

財務省は複数税率が導入されたもとで適正な課税を確保するにはインボイス制の導入が必要と説明していますが、複数税率でも課税計算は適切に行うことは十分可能です。そもそも複数税率の導入は低所得層への配慮の観点から実施していますが、その導入に必要な財源1兆890億円の一部としてインボイス制の導入で免税事業者が課税事業者に転換することによる税収増2480億円が見積もられており、実際には収入が低い人たちを苦しめる制度となっています。国に対し、直ちにインボイス制導入を見直すよう求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

また、消費税が日本の景気悪化に拍車をかけているのであり、消費税はまず減税へと転換するよう求めるべきです。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、インボイス制度についてであります。本市における免税事業者の数と免税事業者が、消費税を納めることになった場合の影響額については、それぞれ把握が困難であると聞いています。

なお、インボイス制度は、複数税率の下で、適正な課税の実現を図るものであり、国に導入の見直しを求めることは考えていません。また、消費税の減税を求めることについても考えていません。

以上

保健行政について

みよし剛史：大規模PCR検査について伺います。

広島県は4月から無症状感染者を早期に発見し、感染拡大を抑え込むために、全県民を対象に「いつでも何度でも無料で」受けられる大規模なPCR検査を独自に行ってきました。福山市においてはPCRセンター、駅前スポット、薬局の無料検査キット配布で37,416件の検査に対し75件の無症状陽性者を早期に発見する成果をあげています。

この大規模な無症状者も対象とした検査体制による陽性者の早期発見が、本市の医療提供体制、重症化率、死亡率などにどのような影響があったと分析されているのか、ご所見をお示し下さい。

インド型変異株の流行が懸念されており、その対策も必要です。国立感染研究所所長の脇田隆字氏によると、インド型変異株はイギリス型変異株よりも1.5倍の感染力があるとし、「国内に流入してしまったインド株の症例を地域で見つけ、囲い込むことが重要」と指摘しています。無症状者への大規模検査体制はいち早く変異株を補足でき、感染拡大を未然に防ぐ効果があります。

広島県は広島市と福山市の10人以上の全事業所1万7千社、56万人を対象とした検査を実施する予定でした。その後、有症者と接触者

の検査数が急増したために中止を余儀なくされましたが、どのような状況下でも対応できるよう、保健所機能を有する本市が大規模検査機能を整備することは市民のいのちと健康を守るためには欠かせません。

関西国際空港には一日最大16時間稼働で2500検体の検査が可能な全自動PCR検査ロボットシステムが設置されました。検査時間やマンパワー、感染リスクを大幅に削減することができます。このような先端技術を活用し、独自の検査機能を拡充することを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、PCR センター等の取組についてであります。

本市では、PCR センター等での検査で、75 人の陽性者が確認されました。

感染拡大期に、広範囲にわたって実施したことにより、感染者の早期発見、囲い込みなど、一定程度の効果はあったと考えています。次に、検査機能の拡充についてであります。PCR センター等については、これまでも、広島県と連携して取り組んでおり、本市独自で、検査機能の拡充は考えていません。

みよし剛史：新型コロナワクチン接種について伺います。

菅首相は7月末までに希望するすべての高齢者に2回の接種を終わらせるとして「一日100万回の接種」を表明しました。しかし、ワクチンの供給スケジュールが明らかにされないまま終了時期の目標だけが設定され、接種計画も体制も自治体・医師会・医療機関に丸投げされています。現場の実情を把握せず裏付けのない目標が設定されたことにより、各地では「予約の電話が繋がらない」「接種する医師が不足する」など混乱が続いており、市民からは正確な接種についての情報提供が求められています。

本市の高齢者のワクチン接種の行程について、当初の9月末完了予定から7月末までと前倒しすることになり、接種率を6月末に51%、7月末に100%と目標値が設定されていますが、「ワクチンは足りているのか、確実に接種できるのか」と不安の声が聞かれます。ワクチン供給の量と時期についての見通しをお示し下さい。また、一日当たりの接種回数が何件のペースであれば達成できると試算されているのかお答えください。

迅速な接種と共に安全な接種体制の構築が必要です。市内の医療機関の医師・看護師は通常診療に加えて個別接種、休診時には集団接

種にも携わるため現場の多忙化が推察されます。接種に対応している医療従事者の勤務実態についてお答えください。ワクチン接種費用は全国統一で設定されていますが、通常のワクチン接種と違い、感染対策の徹底や副反応など有事の対応などの対策が必要です。安全な接種体制を作るために、接種のかかり増し経費に対する補助をすべきと考えます。ご所見をお示し下さい。

基礎疾患がある人や医療的ケアが必要な人たち、在宅介護者への接種はワクチンの取り扱い上、個別の工夫と配慮が必要です。接種会場へ行けない場合の訪問接種についての考えをお示し下さい。

県の大規模接種や市の集団接種の予約に空きが出ていたため、急遽、医療・福祉施設従事者などに接種を行っていますが、事前の周知やスケジュールにはなかった対応でした。あらためてエッセンシャルワーカーや、医療機関等での実習が求められる学生、在宅看護・介護の家族の接種について、優先順位と行程を示す必要があると考えますが、ご所見をお示し下さい。

6月中には12歳以上の市民の接種券配布を完了させるとしています。あらためて明確なロードマップの全体像を示し、市民に分かり易い接種体制を作ることが必要です。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、新型コロナワクチン接種についてであります。

高齢者の接種に必要なワクチンは、6月中に全て確保できる見込みです。

また、目標達成には、1日換算で約3,000回の接種が必要となります。

医療従事者の勤務実態については、個々の医療機関で異なることから、把握できませんが、通常診療もある中、協力いただいているものと受け止めています。

次に、ワクチン接種経費についてであります。

この接種は、予防接種法の臨時接種の特例として、接種費用は、国が負担するものとされています。

在宅療養者などへの接種については、訪問診療・往診を行っているかかりつけ医での接種を基本に、医師会と具体的な接種計画について検討しています。優先接種については、基礎疾患のある方のほか、エッセンシャルワーカーなどを候補に検討しています。

スケジュールについては、接種の具体が明らかにな

ったものから、速やかに広報ふくやまほか、ラインなど SNS を積極的に活用する中で、市民の皆様にわかりやすく発信してまいります。

在住外国人支援について

みよし剛史：在住外国人の暮らしの支援について伺います。

日本で就労している外国人労働者数は、2020年10月時点で172.4万人と前年比6.5万人の増加となり、8年連続して過去最高を更新しています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響で2020年の増加率は急激に鈍化しました。コロナウイルス感染の水際対策として導入された「出入国制限措置」の影響によるものですが、雇用情勢の悪化で職を失った労働者が母国に帰国することもできず、行き場を失う事例が多発しました。本来労働者として法的に位置付けられていない留学生や技能実習生を、労働力の調整弁として活用し続けてきた日本の外国人就労政策の問題点がコロナ禍により露呈しており、その見直しが必要です。外国人の基本的な人権を尊重した雇用・教育・社会保障などの制度の整備とともに、行政による多言語の情報発信、相談窓口、住居・健康・収入の確保など、暮らしの支援策が緊急に求められています。

本市における在住外国人は2021年5月末時点で9646人、技能実習生3103人、留学生1227人とのことです。特にベトナム出身者については3576人と、全体の約37%を占めています。今年度よりベトナム

ム語相談員も含む外国人生活相談員を5名配置し、行政手続きなどの適切な情報や相談場所にアクセスできるような多言語のワンストップ窓口を設置していますが、技能実習生・留学生からの相談は何件あり主にどのような相談内容があったのかお答えください。

雇止めなどによる緊急時にはシェルター機能も求められますが、外国人技能実習機構事務所が有しているシェルター機能は適用範囲が非常に狭く、事業が開始された平成30年4月からの3年間で、全国389カ所の施設で71件しか実績がなく、ほとんど稼働していません。具体的な支援へとつなぐまでの市独自のシェルター機能が必要です。ご所見をお示し下さい。

技能実習生が妊娠・出産をした場合でも解雇や本人の意思に反して帰国させることは禁じられており、出産育児一時金などの支援も受けられますが、監理団体等からの説明不足により、望まない妊娠で路頭に迷い、出産した新生児の遺体遺棄事件も発生しています。技能実習生の出産についての相談の有無、子育て支援の状況についてお答えください。

近年の激甚災害から在住外国人の命を守るためには自治体等による支援・配慮が必要です。台風の進路や大雨の予想、地震速報などの

情報があっても、それがどのような意味を持つのか知らなければ適切な行動を取ることができません。本市における在住外国人が理解できるような緊急情報伝達、避難の呼びかけの仕組みについてお示し下さい。また、避難指示が出ていてもどのような行動を取ればよいのかを知る機会を提供することが重要です。外国人も参加する防災訓練やハザードマップの活用法の周知などはどの様に取り組んでいるのかお答えください。

行政だけで様々な外国人に対して的確な支援を展開することは困難です。それぞれの国ごとの在留団体やNPO等と連携した対応も必要であり、多文化共生社会の実現のためには行政と関係団体との連携構築は進められるべきです。本市における外国人関連の支援団体の状況と、連携の取り組みについてお答えください。

在住外国人の生活環境を改善して行くことは自治体の今日的課題であり、法務省も「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の改訂を重ねています。しかし、福山市においては2017年に「国際化推進プラン」の取り組み期間が終了して以降、計画の更新をしていません。在住外国人を取り巻く環境は様変わりしており、新たな計画が必要と考えますがご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、在住外国人支援についてです。まず、外国人市民の相談の際には、在留資格を求めているため、資格別での集約はしていません。

昨年度の相談件数の総数は4,946件で、住民異動や社会保険など行政手続に係るものが主な相談内容です。次に、技能実習生の一時宿泊先についてです。監理団体や受入企業から、技能実習生に対して不適正な行為があった場合、外国人技能実習機構が必要に応じて一時宿泊先を提供します。

本市が、相談を受けた場合には、外国人技能実習機構との連携や、ひろしま国際センターの弁護士相談等を活用し、適切に対応することとしています。市単独の一時宿泊先の設置は考えていません。

次に、出産に係る相談についてです。

外国人市民からの出産に係る相談内容は、母子健康手帳や出生届などの手続が主なものです。

技能実習生が、出産や妊娠により解雇されたという相談は受けていません。

ネウボラ相談窓口「あのね」では、資格別での集約はしていませんが、ベトナム語をはじめとする、9か国語の母子健康手帳を交付します。

在住外国人生活相談員の通訳などにより、妊娠から出産・子育てまでの支援を行っています。

次に、災害時などの情報伝達については、直ちに本市ホームページに多言語で掲載するとともに、ふくやま国際交流協会の SNS で発信します。次に、防災訓練やハザードマップについてです。

外国人市民を対象とした防災教室を多文化共生大学で実施し、避難情報やハザードマップについて周知しています。次に、外国人支援団体との連携についてです。

本市では、県行政書士会や大学、企業などが参加する「多文化共生のための地域連携懇話会」において意見交換し、把握した外国人市民の要望や課題を施策に反映しています。

県行政書士会とは、外国人休日相談を実施し、「外国

人留学生を支援する会」とは、外国人留学生による日本語スピーチコンテストや多文化共生大学などを行っています。

次に、多文化共生に関するプランの策定については、2020年(令和2年)9月に国が改訂した「地域における多文化共生推進プラン」を受けて、来年度の新たなプランの策定に向け、現在、調査を行っているところです。

以上

みよし剛史：外国人労働問題について伺います。

近年、外国人労働者の国籍は中国・フィリピンを抜いてベトナムが最も多くなっています。ベトナム国籍の労働者の在留資格は「技能実習」が49.2%、「留学」が28.7%を占めており、この背景にはベトナムが技能実習生の送り出し国として力を注いできた経過があります。

一方、技能実習生の送り出しに関して、多額の手数料を請求する悪徳ブローカーが後を絶たず、借金を抱えて来日することがその後の生活に大きく影響しています。さらに来日後も本来支援するはずの監理

団体と受け入れ企業によって、賃金未払いや高額な家賃を控除する等の不正行為が2019年に6253件発生しており、過酷な労働環境による技能実習生の失踪件数が2018年に9052人という問題に発展しています。福山市では多くの技能実習生が縫製業・建設業などの地場産業に携わっていますが、月の手取りが10万円以下というのが実態です。技能実習生をはじめ、在住外国人の労働環境の整備は急務と考えますが、本市の取り組みについてお示し下さい。

外国人労働者の基本的人権の保障と共生社会実現のために、本市が独自に支援を具体化すべきと考えます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、在住外国人の労働環境の整備についてであります。

外国人労働者の労働環境の改善については、広島労働局、ハローワーク福山において、専門的な知識や経験を有する外国人雇用管理アドバイザーによる相談・指導を実施されています。

また、悪質な労働環境や技能実習に対しては、労働基準監督署や外国人技能実習機構による指導、立入検査、許可の取消、送検など、法令に基づいて対処され

ています。本市としても、在住外国人の労働相談や多様性が認められる職場環境づくりの啓発に努め、関係機関と連携してまいります。

外国人労働者の基本的人権の保障という観点からも、安心して生活や仕事ができるよう、関係団体などと協働し、互いの文化を尊重し合う多文化共生社会の実現に向け取り組んでいるところです。

以上

みよし剛史：生理の貧困について質問します

いま、「生理の貧困」が注目されています。生理の貧困とは、十分に生理用品や生理に関する教育にアクセス出来ない状態を指します。

この間の雇用状況の悪化をうけ、収入が減少している家庭の児童・生徒や、生活困窮に陥る学生が増えています。そのため生理用品の購入が困難な状況が起きています。

「#みんなの生理」という団体が、高校生・大学生・専門学生などを対象にしたオンラインアンケートによると、5人に1人が金銭的理由で生理用品の購入に苦労している事が明らかになりました。

女性が健康に過ごすための必需品にも関わらず、入手が困難という状況は一刻も早く改善しなくてはなりません。市長・教育長の認識をお示し下さい。

5月31日、新日本婦人の会福山支部から、教育長あてに「コロナ禍のもと、児童・生徒の健康と学習権が守られるために、生理用品の配布と相談環境の整備を求める」との要望書が提出されました。「不衛生な状態におかれ、不安で登校できなくなるなど、学習権が侵害される児童・生徒がいることは看過できない」「生涯にわたって健康で衛生的な生活保障を」と、学校トイレへの生理用品の設置や心や体の悩みが相談

できる環境整備などを求められていますが、この要望書の受け止めについてお答え下さい。

文科省は4月14日の事務連絡で学校や学校設置者に対して、生理用品が必要ということを出しにくい児童生徒にも配慮し、保健室の他にも手に取りやすい場所への設置や、提供場所を児童生徒へ周知することを求めています。「学習権の保障」「尊厳ある生理期間」を過ごせることは人権問題と言えます。小学校と中学校のトイレに生理用品を設置することを求めます。ご所見をお示し下さい。

本市は6月7日から本庁や6つの支所で生理用品を提供していますが、市民への周知方法についてお答え下さい。さらに公共施設での配布や、公衆トイレなどへの設置をすすめることを求めます。ご所見をお示し下さい。

市長答弁：次に、生理の貧困についてであります。

経済的理由や家庭の事情等で、生理用品を入手しづらいいわゆる「生理の貧困」の問題は、女性特有の課題であり、コロナ禍にあって、経済的、精神的に不安を抱える女性の孤独・孤立が課題とされる中で、顕在化してきたものと考えています。

教育長答弁：教育行政について、お答えします。生理の貧困についてです。生理用品を入手しづらい状況が児童生徒にもあると言われていることは、コロナ禍による経済的理由や家庭の事情等によるものと考えています。

次に、要望書については、児童生徒が健康で安心して教育を受けることができるよう、環境の整備を求められているものと受け止めています。

次に、学校のトイレへの生理用品の設置についてです。

児童生徒が、日々の生活の中で困っていること等を把握し、心身の健全な発達につなげていくためには、保健室で養護教諭と顔を合わせて相談することが欠かせないと考えています。

例えば、トイレに、「生理のこと等不安なことがあったら、いつでも保健室に相談に来てください。」といったメッセージを掲示し、保健室への相談を促したり、生理用品を保健室内の手に取りやすい場所に設置す

るなど、困っている児童生徒への支援が的確に行えるように検討しています。

市長答弁：次に、困窮されている方への周知については、イコールふくやまの女性相談等において、案内することとしています。

今後、必要な人に、必要な支援が届けられるよう、努めてまいります。

以上

みよし剛史：学校統廃合について質問します

本議会に、内海・内浦・能登原・千年・常石の5つの小学校と、内海・千年・新市中央・常金の4つの中学校を廃止する条例案が提出されています。

複数の学校を1箇所にとめる統廃合計画は、コロナ禍の下、児童生徒の命や健康を第一に考えているものとは言えません。

今年度は、コロナ陽性者が出たため累計14校が一斉休校になりました。児童生徒への学習や生活への影響はどのようなものがあったのでしょうか、お答え下さい。

(仮称)想青学園の全児童生徒数は約600人です。大規模な統合を行えば、一斉休校の影響が大きくなります。しかも、新校舎の供用開始は当初予定より9ヶ月も遅れます。保護者や地域からは「せめて新校舎が完成するまでは統廃合しないで欲しい」という声が根強くあります。児童生徒のためと言うのであれば、2022年度の統廃合は見送るべきです。お考えをお示し下さい。

遺芳丘小学校と駅家北小学校が開校して1年以上が経過しました。元東村小学校のある保護者によると「教室の人数が東村小では5～6人だったのが、今は40人にもなり落ち着いて勉強が出来ない」「学校

がしんどい」と子どもが話しているそうです。また、「親が車で送迎しなければ、友達と遊ぶことが出来ない」など、余暇の過ごし方に影響が出ているそうです。

また、登下校時の児童と地域の人とのふれあいが減るなど、地域コミュニティが低下しているとの事です。市教委は統廃合による子ども達や地域への影響をどのように分析されているのでしょうか。お答え下さい。

これまで市教委は「自分の力で社会問題に立ち向かえる力が必要になるため一定規模の集団が必要」と小規模校を否定してきました。統廃合後の1年で市教委が目指す力がどのように育まれているのでしょうか。検証についてご説明下さい。

小規模校は子ども一人ひとりに目が行き届くなどの優れた面があるとともに、地域の維持と発展にとってかけがえのない役割があります。子どもの教育を後退させ、地域の存続を危うくする一方的な統廃合は断じて認められません。統廃合計画は撤回することを強く要望します。そして、大規模校の解消や、少人数学級こそ早く実現するよう求めます。ご所見をお示し下さい。

教育長答弁：次に、学校再編についてです。始めに、新型コロナウイルスの感染者発生に伴う臨時休業の影響についてです。

各学校は、休業期間中、メールや学習端末等を活用し、子どもの学びを促すことで、影響が出ないように対応しています。

次に、(仮称)想青学園についてです。新校舎完成までは千年小・中学校の施設を使用し、来年度3学期から新校舎に移る予定です。

1・2学期も、小中9年間を一体的に捉えた義務教育学校の特色ある教育課程で学習を進めることができるよう、来年4月の開校に向け、鋭意準備をしています。

次に、再編による、遺芳丘小学校と駅家北小学校の子どもたちや地域への影響についてです。

子どもたちは、8割から9割が学校生活に慣れ、学校も授業も楽しいとアンケートで答えています。

一方で、学校生活にうまく適応できていない子ども

には、声かけや、楽しみながら友だちと関わり合う場をつくってきました。今後も、子どもたちが、互いの違いを認め合える地域の方々には、体験学習などの場面で、子どもたちに関わっていただいています。

子どもたちが、地域に出向き、体験を通して学ぶ教育活動を充実させることで、地域とのつながりを深めていきます。

次に、子どもたちに付いている力についてです。

アンケートでは、「みんなで教え合って、勉強がよくわかるようになった。」「友だちと協力・助け合い・挑戦をすることができて良かった。」といった意見があり、多様な友だちとの関わりの中で、ともに学び合う力、コミュニケーション力、思いやりの心、チャレンジ精神などが育まれてきているものと捉えています。

次に、再編計画についてです。国の基準で大規模校とされる本市の学校について、推計ではここ数年が児童生徒数のピークとなっており、直ちに学校を分離する状況にはないと考えています。

少人数学級については、小学校で 35 人学級を段階的に導入することになっています。

学校再編は、少子化が進む中、子どもたちが多様性を認め合い、自ら考え、意欲的に学ぶことのできる、よりよい教育環境をつくるために取り組んでいるものです。再編計画を撤回する考えはありません。

以上